

別表第1（第2条、第3条関係）

	種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	1 在宅で、下肢障害2級以上である者 2 在宅で、体幹機能障害2級以上である者	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	1 在宅で、療育手帳を所持し、程度が重度又は最重度である者 2 在宅で、下肢障害2級以上である者 3 在宅で、体幹機能障害2級以上である者 ※いずれも、常時介護を要する者で原則として3歳以上の者とする。	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器	1 在宅で、下肢障害1級である者 2 在宅で、体幹機能障害1級である者 ※いずれも、常時介護を要する者で原則として5歳以上の者とする。	尿が自動的に吸引されるもの	67,000円	5年
	入浴担架	1 在宅で、下肢障害2級以上である者 2 在宅で、体幹機能障害2級以上である者 ※いずれも、入浴にあたり介護を要する者で原則として3歳以上の者とする。	障がい者又は障がい児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	1 在宅で、下肢障害2級以上である者 2 在宅で、体幹機能障害2級以上である者 ※いずれも、下着交換等にあたり介護を要する者で原則として5歳以上の者とする。	介護者が障がい者又は障がい児の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000円	5年
	移動用リフト	1 在宅で、下肢障害2級以上である者 2 在宅で、体幹機能障害2級以上である者 ※いずれも原則として3歳以上の者とする。	介護者が障がい者又は障がい児を移動させるにあたり、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす	1 在宅で、下肢障害2級以上である障がい児 2 在宅で、体幹機能障害2級以上である障がい児 ※いずれも、原則として3歳以上の者とする。	原則として附属のテーブルをつけるものとする	33,100円	5年
	訓練用ベッド	1 在宅で、下肢障害2級以上である障がい児 2 在宅で、体幹機能障害2級以上である障がい児 ※いずれも、原則として5歳以上の者とする。	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年

自立生活支援用具	入浴補助用具	1 在宅で、下肢障害である者 2 在宅で、体幹機能障害である者 ※いずれも、入浴に介護が必要な者で原則として3歳以上の者とする。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は障がい児若しくは介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器	1 在宅で、下肢障害2級以上である者 2 在宅で、体幹機能障害2級以上である者 ※いずれも、原則として5歳以上の者とする。	障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの(手すりをつけることができるもの)。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	便器 4,400円 手すり 5,400円	8年
	頭部保護帽	1 療育手帳を所持し、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 2 精神障害者保健福祉手帳を所持し、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 3 平衡機能障害であって、頻繁に転倒する者 4 下肢障害であって、頻繁に転倒する者 5 体幹機能障害であって、頻繁に転倒する者	ヘルメット型で転倒の際、頭部を保護できる性能を有するもの A. スポンジ、革を主材料に製作 B. スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	A. 15,200円 B. 36,700円 レディメイド製品については上記価格の80%を基準額とする	3年
	つえ (1本つえ)	1 療育手帳を所持し、歩行が困難な者 2 平衡機能障害である者 3 下肢障害である者 4 体幹機能障害である者	T字状、棒状のつえ	4,200円	3年
	移動・移乗支援用具	1 在宅で、平衡機能障害である者 2 在宅で、下肢障害である者 3 在宅で、体幹機能障害である者 ※いずれも、家庭内の移動等において介護が必要な者で原則として3歳以上の者とする。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい者又は障がい児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移動及び移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	60,000円	8年
	特殊便器	1 在宅で、療育手帳を所持し、程度が重度又は最重度である者 2 在宅で、上肢障害2級以上である者 ※いずれも、原則として5歳以上の者とする。	温水温風を出せるもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
	火災警報器	1 在宅で、療育手帳を所持し、程度が重度又は最重度である者 2 在宅で、身体障害者手帳を所持し、障害等級が2級以上である者 ※いずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者とする。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	15,500円	8年

自動消火器	1 在宅で、療育手帳を所持し、程度が重度又は最重度である者 2 在宅で、身体障害者手帳を所持し、障害等級が2級以上である者 ※いずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者とする。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火できるもの	28,700円	8年	
電磁調理器	1 在宅で、療育手帳を所持し、程度が重度又は最重度である者 2 在宅で、視覚障害2級以上である者 ※いずれも、原則として5歳以上の者とする。	障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	41,000円	6年	
歩行時間延長信号機用小型送信機	在宅で、視覚障害2級以上である者 ※原則として5歳以上の者とする。	障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	7,000円	10年	
視覚障害者用電子式歩行補助具	視覚障害2級以上であり、白杖や盲導犬等と当該用具を併用することにより移動の困難が軽減されると認められる者 ※原則として5歳以上の者とする。	超音波やレーザー光線等を利用して、物体までの距離を音、振動で伝達するものであって、障がい者又は障がい児の歩行補助具として実用性に優れ、容易に使用できるもの	81,000円	5年	
聴覚障害者用屋内信号装置	在宅で、聴覚障害2級である者	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年	
在宅療養等	透析液加温器	在宅で、腎臓機能障害3級以上であり、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
ネブライザー	在宅で、呼吸器機能障害3級以上である者	障がい者又は障がい児若しくは介護者が容易に使用できるもの	36,000円	5年	
電気式たん吸引器	在宅で、呼吸器機能障害3級以上である者	障がい者又は障がい児若しくは介護者が容易に使用できるもの	56,400円	5年	
酸素ボンベ運搬車	在宅で、医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者又は障がい児若しくは介護者が容易に使用できるもの	17,000円	10年	
視覚障害者用体温計(音声式)	在宅で、視覚障害2級以上である者	障がい者又は障がい児若しくは介護者が容易に使用できるもの	9,000円	5年	
視覚障害者用体重計	在宅で、視覚障害2級以上である者	障がい者又は障がい児若しくは介護者が容易に使用できるもの	18,000円	5年	
視覚障害者用血圧計(音声式)	在宅で、視覚障害2級以上である者	障がい者又は障がい児若しくは介護者が容易に使用できるもの	15,000円	5年	
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	在宅で、医療保険における在宅酸素療法を行う者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者又は障がい児若しくは介護者が容易に使用できるもの	157,500円	5年	
情報・意	携帯用会話補助装置	1 音声機能障害である者 2 言語機能障害である者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	98,800円	5年

思疎通支援用具	情報・通信支援装置	1 視覚障害2級以上である者 2 上肢障害2級以上である者 3 言語機能障害と上肢障害の複合障害2級以上である者。ただし、文字を書くことが困難な者に限る。	パーソナルコンピュータを使用するために、操作を補助する周辺機器及びソフトウェア等(障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの)	100,000円	6年
		視覚障害2級以上である者	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	29,000円	6年
	点字ディスプレイ	在宅で、視覚障害2級以上の者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
	点字器	視覚障害である者	障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	10,400円	5年
	点字図書	視覚障害であって、主に情報の入手を点字によっている者	点字により作成された図書	一般図書との差額	—
	点字タイプライター	在宅で、視覚障害2級以上である者 ※就労している者、就学している者又は就労が見込まれる者のいずれかに限る。	障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	63,100円	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	在宅で、視覚障害2級以上である者	音声等により操作ボタンが知覚又は確認でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	85,000円	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	在宅で、視覚障害2級以上である者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	99,800円	6年
	視覚障害者用拡大読書器	在宅で、視覚障害であり、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
	視覚障害者用時計	在宅で、視覚障害2級以上である者 ※原則として、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者に限る。	障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	触読時計 10,300円 音声時計 13,300円	10年
聴覚障害者用通信装置	1 在宅で、聴覚障害である者 2 在宅で、音声機能障害であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 3 在宅で、言語機能障害であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	71,000円	5年	
聴覚障害者用情報受信装置	在宅で、聴覚障害であり、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	88,900円	6年	

	人工喉頭	1 音声機能障害である者 2 言語機能障害である者 ※いずれも、原則として喉頭摘出者とする。	顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100円	5年
	人工内耳用電池	聴覚障害であって、人工内耳を装着している者 ※人工内耳用充電電池の給付を受けていない者に限る。	障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	月 2,500円	—
	人工内耳用充電電池	聴覚障害であって、人工内耳を装着している者 ※人工内耳用電池の給付を受けていない者に限る。	障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	17,280円	1年
	人工内耳用充電器	聴覚障害であって、人工内耳を装着している者	障がい者又は障がい児が容易に使用できるもの	25,920円	3年
排泄管理用具	ストマ用器具	ぼうこう直腸機能障害であって、ストマを増設している者	蓄便袋 蓄尿袋	月 8,858円 月 11,639円	—
	紙おむつ区分1	1 在宅で、ぼうこう直腸機能障害であって、医師の証明書により、身体の状態によりストマ用器具で対応していないため必要と認められる者 2 在宅で、肢体不自由である者のうち、脳原性運動機能障害である者 3 在宅で、次の(1)から(3)の全てに該当することが、医師の証明書により確認できる者 (1)自力移動及び移動の介護に著しい困難を伴う者 (2)重度の知的障がい、認知症、神経因性膀胱又は失語症等による言語機能障害等により尿意、便意の意思表示が困難な者 (3)定時排泄等の排泄コントロールが困難で、排泄障害により現在及び将来に渡って紙おむつ等以外での対応が困難な者	紙おむつ等(サラン、ガーゼ等衛生用品等)	月 12,000円	—
	区分2	1 在宅で、身体障害者手帳2級以上である者 2 在宅で、ぼうこう直腸機能障がいである者 3 在宅で、療育手帳Aを所持している者 以上に該当する者で排泄コントロールが困難な者で、現在及び継続的に常時紙おむつの使用が必要なことが調査票から確認できる者		(課税) 月 3,000円 (非課税) 月 6,000円	—
	収尿器	肢体不自由である者 ※脊椎損傷等により排尿を自分の意志でコントロールできない(特に失禁がある)排尿障害である者とする。	男性用 女性用	7,700円 8,500円	1年
住宅改修	居室生活動作補助用具	1 在宅で、下肢不自由3級以上である者 2 在宅で、体幹機能障害3級以上	障がい者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。給付は原則1回とし、	200,000円	—

修費		<p>上である者</p> <p>3 在宅で、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害3級以上である者</p> <p>※ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者とする。</p> <p>※原則として、新築・増築は除くものとする。</p>	<p>借家の場合は家主の承諾を要する。</p> <p>ア 手すりの取り付け</p> <p>イ 段差の解消</p> <p>ウ 引き戸等への扉の取替え</p> <p>エ 洋式便器等へ便器の取替え</p> <p>オ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>カ アからオまでに掲げる住宅改修に附帯して必要となる住宅改修</p>		
----	--	--	--	--	--

備考

- 1 障害等級については個別等級で判断を行う。
- 2 日常生活用具費の決定を受けた時から耐用年数の欄に定める年数を経過するまでの間にあっては、同一の品目の用具については日常生活用具給付費の給付を受けることはできない。ただし、修理不能により用具が使用できなくなった場合又は新たな用具を給付した方が修理を行うよりも真に合理的かつ効果的である場合若しくは改良等により用具の使用効果が向上する場合は、この限りでない。
- 3 医師の証明書により「対象者と同程度の障がいを持っているため必要」と認められるときは支給申請をできるものとする。